

国指定草垣島鳥獸保護区  
草垣島特別保護地区

指定計画書(環境省案)

平成15年8月27日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

草垣島特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

国指定草垣島鳥獣保護区の全域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、鹿児島県枕崎の西約90kmの海上に位置する草垣群島の一つの上ノ島本島に位置する。上ノ島は、草垣群島の中で最も大きな無人島で、人間活動による鳥類への影響が少なく、オオミズナギドリ及びカツオドリの重要な集団繁殖地となっている。また、ウミスズメ(「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類(環境省編)」において絶滅危惧ⅠA類)やアオツラカツオドリ、ハヤブサ、チゴモズ、サンショウクイ(以上、同絶滅危惧Ⅱ類)などの希少鳥類の生息も確認されている。

このように、当該地域は、特に海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であり、その全域が海鳥類の集団繁殖や生息の場として重要なことから、その全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、海鳥類をはじめとする鳥類の繁殖地及び生息地の保全を図るものである。

#### 管理方針

- ・当特別保護地区が位置する上ノ島は無人島のため、人間活動による鳥類への影響が少なく、海鳥類の集団繁殖地として重要なことから、繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。
- ・島内の灯台の改築等が行われる場合には、海鳥類の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 21ha

## 内訳

### ア 形態別内訳

林 野	21	ha
農耕地	—	ha
水 面	—	ha
その他	—	ha

### イ 所有者別内訳

国有地(海上保安庁所管) 21 ha

### ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

なし

## 3 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 特別保護地区の位置

当該地域は、鹿児島県枕崎の西約90kmの海上に位置する草垣群島の一つの上ノ島本島に位置する。

#### イ 地形、地質等

本特別保護地区が位置する上ノ島は、周囲約2.3km、面積21haで、草垣群島の中で、最も大きな無人島である。最高標高地点は130mで、海岸線は急峻な海食崖地形を呈している。

地質は、第三紀の安山岩からなる。

#### ウ 植物相の概要

海岸線の海食崖は基岩が露出する裸地となっている。上ノ島の中心部周辺は、モクタチバナ、シマグワ、ハマビワ、アコウなどの木本類とハチジョウススキ、ヒゲスゲなどの草本類が繁茂している。

#### エ 動物相の概要

オオミズナギドリはモクタチバナ、シマグワ、ハマビワ、アコウなどの樹木の茂る林内を、また、カツオドリは海岸断崖上部のハチジョウススキ、ヒゲスゲなどの草地を、それぞれ営巣地として利用している。

上ノ島は、渡り鳥の中継地にもなっており、これまで確認された鳥類の種類は、150種に及んでいる。

ほ乳類では、クマネズミの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況  
当該地域は無人島であり、農林水産業への被害は生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の維持管理に関する事項

○ 特別保護地区用制札 10 本

